



豊中市放課後 こどもクラブ 入会のご案内

～令和8年度(2026年度)用～

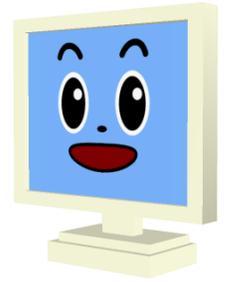
豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課 運営係

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

(市役所第一庁舎6階)

電話：06-6858-2578

「放課後こどもクラブ」(学童保育)とは



- 「放課後こどもクラブ」は、放課後帰宅しても保護者が仕事等で家庭に不在の小学1年生から4年生まで（支援学級・特別支援学校在籍児童の場合は6年生まで）の児童を対象に行う、児童福祉法に基づく社会福祉事業です。
- クラブでは、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえ健全育成を行っています。
- 育成には、教員免許や保育士資格等を有する指導員、及び児童福祉事業に経験のある指導員等があたります。

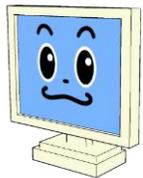


入会条件 ～お子さんの条件～



(次の①と②の両方に該当する必要があります)

- ☑ ①豊中市に居住する、または本市の市立小学校4年生までの児童及び豊中市に居住する支援学級・特別支援学校在籍の6年生までの児童
- ☑ ②放課後帰宅しても、保護者もしくは保護者に代わる人（同居している18歳以上65歳未満の親族※事実婚の配偶者を含みます）が家庭に不在の児童 ※年度途中入会でも、年齢の基準日は4月1日です。



※具体的には、昭和36年(1961年)4月2日生まれ～平成20年(2008年)4月1日生まれの親族のことです。
※以降の説明では、「保護者もしくは保護者に代わる人」のことを「保護者等」と表現させていただきます。

入会条件 ～保護者等の条件～

【 次の①～③のいずれかに該当する場合】

☑ ① 就労

(会社員等で)自宅の外で**仕事をしている場合**や、(自営業やテレワーク等で)自宅内でお子さんと離れて、**日常の家事以外の仕事をしている場合**



☑ ② 障害・疾病・介護等

精神または**身体**に**障害**がある、もしくは**病気・けが**などによる**入院・通院**、
または**親族の介護・看護**にあたっている等により**児童を保育できない場合等**



☑ ③ 妊娠・出産・育児休業

出産前後、または**育児休業**を取得している場合

入会条件 ～保護者等の条件～

- ☑ 令和8年度から、「小1の壁」の解消を目的として、保護者等の条件のうち「就労」に関する条件が下記の通り変更となります。

	令和7年度まで（変更前）	令和8年度以降（変更後）
平日利用 （基本部分）	月～土曜日のうち週3日以上または月12日以上、 3か月以上の期間にわたって勤務等の見込みがあり 1・2年生は午後2時30分 3・4年生は午後3時30分 の時点で、家庭に不在であること	<u>恒常的に実働月64時間以上の勤務</u> があること
延長利用	平日利用があることに加えて、「終業時刻」または 「終業時刻＋通勤時間」が17時以降になること	平日利用があること以外は <u>条件なし</u>
土曜日利用	平日利用があることに加えて、土曜日にも家庭に 不在であること	平日利用があること以外は <u>条件なし</u>

入会条件 ～保護者等の条件～



- ☑ **令和7年度に入会中で変更後の就労条件を満たせない方は、経過措置として、令和7年度までの就労条件を満たすことを前提に、令和8年4月1日から継続入会(※)する場合に限り、令和8年度中の入会を認めます。(令和9年度以降は経過措置はありません。)**
※継続しているかどうかは家庭単位で見ますので、例えば令和7年度に入会中の児童のきょうだいが令和8年4月1日から入会する場合も、(家庭として)継続とみなし経過措置の適用対象となります。
- ☑ **経過措置で入会しても、年度途中で一度退会した場合、その後に再入会する際は変更後の就労条件を満たす必要があります。**

入会申込期限



☑ 電子申込システムによるWEB申込となります。

☑ 令和8年(2026年)4月から入会希望の場合は、
令和7年(2025年)12月7日(日)が申込期限です。

☑ 5月以降の入会希望については、原則毎月1日付入会のみ可能となります。申込期限は、入会希望月の3ヶ月前の1日から前々月の末日までとなりますので、期限までに電子申込システムからお申し込みください。

※例えば、5月1日入会希望の場合の申込期間は、2月1日から3月31日まで、
7月1日入会希望の場合の申込期間は、4月1日から5月31日までです。

入会申込期限についての補足



- ☑ 今の時点で就職が内定していない場合や、他市区町村から転入予定であっても就学手続きが完了していない場合は、内定後・就学手続き後速やかに
お手続きください。
- ☑ 内定していない状態では、お申し込みいただけません。
- ☑ 内定後・就学手続き後の場合、申込期限後であっても入会手続きいただけます。

※ただし、指導員の配置やクラブ室・備品などの準備調整のため、入会日が入会希望日より後になる場合があります。

開設場所と期間・時間①



通学する小学校内で開設します。

※特別支援学校・私立小学校在籍の方が入会できるのは、お住まいが属する小学校区の放課後子どもクラブに限ります。

☑ 通常の開設時間：放課後～17時



基本は17時まで

☑ 春、夏、冬休み・創立記念日等の学校休業日：8時～17時

☑ 延長利用【別料金】：17時～19時

※延長利用は事前に利用承認を受けた場合に限る。

☑ 土曜日【別料金】：8時～17時

※土曜日利用は事前に利用承認を受けた場合に限る。土曜日の延長はなし。

【重要！】昼食について

- ☑ 学校給食がない日（給食が始まるまでの期間や、春・夏・冬休み、創立記念日等の学校休業日、土曜日など）に放課後子どもクラブを利用される場合は、必ず昼食をご用意ください。

※土曜日利用は事前に利用承認を受けた場合に限りです。



- ☑ 夏休み・冬休み・春休みに、昼食のネットショップ購入を実施します。

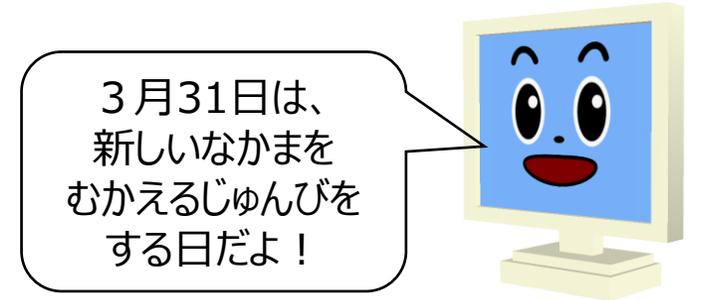
詳細は決まり次第、保護者の皆さまにお知らせいたします。

※新1年生の春休みについては申し込みできません。

開設場所と期間・時間②

お休み（閉室する日） があります。 ※閉室日については、休日開設事業を実施しています。

- 日曜日と祝・休日 **日祝**
- 12月29日から翌年1月3日まで
- 3月31日（日曜日の場合は前日）
- 感染症対策や災害による避難所開設等で、
学校施設が臨時的に閉鎖される日



学校施設が数日閉鎖され、臨時休業となる場合があります。その際は、学校敷地に入れないため、放課後子どもクラブも休室になります。

また、暴風警報・大雨警報（浸水害に関するもの）・洪水警報が発令された場合、臨時休室となります。

なお、これらの場合でも、休室が短期間の場合は、会費の返金はありません。

休日開設事業について①

市内2か所の放課後こどもクラブで、日曜日や祝日にもクラブを開設しています。

- 実施場所：桜井谷東小学校放課後こどもクラブ
庄内さくら学園放課後こどもクラブ



(お住まいの校区に関わらず、どちらでもご利用いただけます)

- 利用時間：午前8時～午後5時まで ※延長なし



- 利用対象者：保護者全員に日曜・祝日にお仕事があり、豊中市内の放課後こどもクラブに在籍している児童

- 利用料金：1人当たり2,000円/回
2人目以降1,000円/回

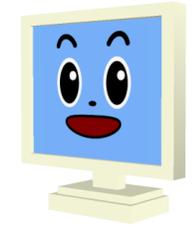
休日開設事業について②

【利用の流れ】

- ☑ 電子申込システムから利用登録をお願いします。

・右のQRコード、または下のURLからお申し込みください。

<https://x.gd/2vF4i>



- ☑ 予約方法等が記載された、登録完了のお知らせメールが届きます。

- ☑ 利用日の予約をしていただき、料金のお支払いをお願いします。

・利用月の前月20日までにお申し込みください。

- ☑ 予約したクラブにお越しくください。

・昼食の提供はありませんので、ご持参をお願いします。



会費【月額】①



※児童の私的な消費（文具・昼食・その他これらに類するもの）は、会費には含まれません。

- ☑ **平日利用料(17時まで)**は、児童1人につき**6,000円**
同一世帯で2人目からは3,000円
- ☑ 17時～19時の**延長利用料**は、上記に加え別途**3,000円**
同一世帯で延長利用する2人目からは別途1,500円
- ☑ **土曜利用料**は、上記に加え別途**1,800円**
同一世帯で土曜利用する2人目からは別途900円

【例】2人きょうだいで、年下の児童だけが延長を利用する場合

(年上・全額)6,000円 + (年下・半額)3,000円 + (年下の児童の延長利用料・全額) 3,000円 = 12,000円

会費【月額】②

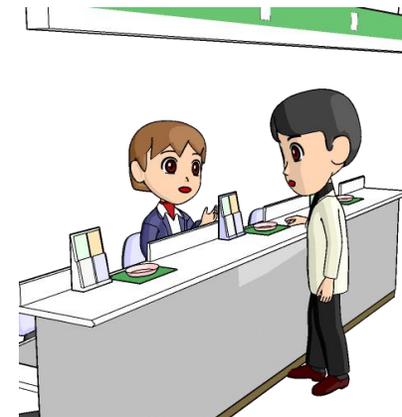


※重要！

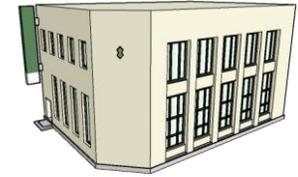
- ☑ 月途中での入退会や、月途中での延長利用・土曜利用の利用開始・停止・再開の場合でも、会費は1か月分が必要です。
半額や日割りにはなりません。
- ☑ 長期休業期間中（春、夏、冬休み）のみの利用も可能ですが、上記のとおり月途中での入退会となる月も会費は1か月分が必要です。
- ☑ 1日も利用がない月があったとしても、退会手続きをされない限り
毎月の会費は必要です。 ※病気・ケガ等の長期休室を除く
利用が見込まれないようであれば、**必ず退会手続きをお願いします。**

会費【納入方法①】

- ☑ 原則として、指定金融機関での口座振替となります。
- ☑ 毎月月末に当月分の会費が引き落とされます。
- ☑ 必ず所定の「口座振替納付依頼書」を、児童1人につき1部、口座振替実施金融機関へご持参ください（既に年上のきょうだいが入会されていても、新入会の児童分のお手続きが別途必要です）。
- ☑ 3枚複写になっていますので、1枚目に通帳使用印を押印ください。
書き間違えた場合は二重線で訂正のうえ、通帳使用印を押印ください。
- ☑ 一度登録が完了すれば、退会するまで有効です。
(継続入会や再入会時は、振替口座に変更がなければ提出不要)



口座振替実施金融機関(50音順)



※以下の金融機関から選択してください。ゆうちょ銀行は対象外です。

【あ行】尼崎信用金庫・池田泉州銀行・大阪シティ信用金庫・大阪信用金庫・
大阪北部農業協同組合

【か行】関西みらい銀行・北おおさか信用金庫・京都銀行・近畿産業信用組合・
近畿労働金庫

【さ行】滋賀銀行

【な行】のぞみ信用組合

【ま行】みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行

【ら行】りそな銀行

会費【納入方法②】

- ☑ 新規入会の方には、お申込み後に「口座振替納付依頼書」をご自宅あてに郵送します。
- ☑ 4月新規入会の方は、1月末までにお手続きをお願いいたします。
(12月29日・30日に営業されている金融機関もあります。年末の営業日は、各金融機関のホームページ等でご確認ください。)
- ☑ 口座振替納付依頼書は、児童1人につき1枚必要です。



会費の減免対象について

注意：ひとり親家庭の場合でも、次の①～③に当てはまらなければ減免は適用されません

【利用料の全額免除】



- ①生活保護法の規定による被保護世帯
- ②世帯員の全員が、前年度（令和7年度）の市区町村民税が非課税の世帯

【利用料の半額免除】



- ③前年度（令和7年度）市区町村民税が均等割額のみ課税の世帯

※参考：前年度の市区町村民税とは？

【前年度（令和7年度）の市区町村民税とは】

※ 1：令和6年(2024年)1月1日～令和6年(2024年)12月31日までの収入に基づき決定された市区町村民税の税額です。令和7年(2025年)6月頃に決定されており、課税の方には通知書または納付書が届いていると思われます。

※ 2：届いていない場合は、原則非課税と推定されますが、確定申告や年末調整をされていない場合、「非課税」ではなく「未申告」となり、減免対象とはなりません。※ 1に記載の期間に収入がない場合、その旨の申告を、市民税課などの税務担当部局あてに事前に行っていただく必要があります。

会費の減免申請について①

- ☑ 前年度から継続して入会される方も、毎年度申請が必要です。
- ☑ **【重要】自動更新ではありません！**
申請忘れの場合、申請された月以降しか減免適用されません。
- ☑ 要件に当てはまる場合で、申請書の送付を希望される方は、入会申込画面にて、「減免申請書の送付希望の有無」で「はい」をお選びください。
- ☑ 減免が承認された場合、減免結果が反映された金額の入会承認通知書をお送りいたしますので、必ずご確認ください。

会費の減免申請について②

【減免申請書の添付資料】

(生活保護法の規定による被保護世帯の場合)

- ☑ 豊中市の福祉事務所から生活保護を受給されている場合は、減免申請書に添付の同意書のご提出があれば、証明書の提出は不要です。

※万が一、他の市区町村から生活保護を受給されている場合は、「被保護証明書」をお取り寄せください。

(世帯員全員が市区町村民税非課税の世帯、または均等割額のみ課税の世帯)

- ☑ 令和7年(2025年)1月1日にお住まいだった市区町村が豊中市以外の場合、**「令和7年度市区町村民税(非)課税証明書」**(税額が0円であったことの証明書)

※令和7年(2025年)1月1日時点で豊中市にお住まいの場合は、減免申請書に添付の同意書のご提出があれば、証明書の提出は不要です。

病気・ケガ等の長期休室による会費の減免

【要件】

- ☑ 児童の病気・ケガ等の理由で、1か月単位で開設日の半数以上を引き続き出席できなかったときは、その月の会費を半額とします。



(手続)

該当される場合は、指導員にご連絡いただければ、所定の申請書をご用意しますので、必要情報を記入のうえ、ご提出ください。

【対象外】

- ☑ 自己都合（ご家庭の都合）で長期休室された場合は減免の対象とはなりません。

長期間クラブを利用されない場合

【退会と再入会の手続が必要です】

- ☑ 休会制度がありませんので、全く利用しない月が見込まれましたら、一旦退会し、利用再開までに再入会の手続きをお願いします。この場合も、利用開始前々月の末日までに電子申込システムでの入会申込をお願いします。

※退会しない限り、全く利用しない月でも会費は発生しますのでご注意ください。

例：8月を利用しない場合：7月31日に退会⇒9月1日に再入会

再入会の申込は7月31日までに電子申込システムで申込

※退会届と同時に入会申込の手続きを行ってください。

延長事業について①

【利用条件】

平日利用があること以外の条件はありませんが、下記の点にご注意ください。

- ☑ 延長利用をされる場合は、保護者等のお迎えが必要です。
- ☑ 必ず19時までにお迎えにお越してください。
- ☑ 18歳以上の方であれば保護者等以外でもお迎えが可能ですが、その場合は事前登録をお願いします。

利用を希望される方は、入会申込画面にて「延長利用申込の有無」を「あり」で入力してください。

延長事業について②

- ☑ お迎えの事前登録者は、お子さまの安全管理上、18歳以上とさせていただきます。延長時間帯は、安全管理上、児童のみの下校や保護者等・事前登録者以外のお迎えは認められません。お迎えに来られる方は「吊り下げ名札」を着用してください。万が一、持参されずに来られた場合は、別途名簿に必要事項を記入させていただきます。
- ☑ 保護者等以外を事前登録される場合は、入会申込画面の「【任意】保護者以外で、延長利用時にお迎えに来られる方」の欄に、児童との関係がわかるように入力してください。
- ☑ お迎えが複数回にわたり19時を過ぎる場合は、延長事業の利用を停止し、児童の安全のため、17時の集団下校にてご帰宅いただきます。

延長事業について③

- ☑ お車でのお迎えの場合、近隣のコインパーキングなどに駐車してください。
- ☑ 学校周辺道路・グリーンベルト通学路帯などへは駐車しないでください。
- ☑ 利用が見込まれない月がわかりましたら、速やかに電子申込システムで「延長事業変更届」を提出し、利用の停止を届け出てください。事前に「延長事業変更届」を提出し、かつ延長事業の利用が無い月は、延長利用料が発生しません。

延長事業の利用料について

- ☑ 延長事業の利用料は、平日利用料とは別に、月額3,000円が必要です。
同一世帯で2人目からのご利用は、月額1,500円となります。
- ☑ 延長事業利用は1か月単位の利用となります。月の延長利用日数に関わらず、延長利用料は毎月必要です。(利用がなかった場合の還付等はありません。)
- ☑ 延長事業の利用料も、お手続き頂いた振替口座から引き落とされます。
- ☑ 会費が減免された場合、延長利用料も自動的に減免されます。

延長事業の利用制限について

次のいずれかに該当するときは、延長事業を利用できません。

☑ 放課後こどもクラブの平日利用を退会するとき

☑ 転校するとき

(市内の転校先で利用を希望される場合は、改めて利用手続きが必要です)

☑ 複数回にわたり、お迎えが19時を過ぎるとき

土曜開設事業について①

【利用条件】

平日利用があること以外の条件はありません。

利用を希望される方は、入会申込画面にて
「土曜開設事業利用申込の有無」を「あり」で入力してください。

土曜開設事業について②

- ☑ 土曜開設事業を利用の場合は昼食が必要となりますので、必ずご持参をお願いします。  
- ☑ 利用が見込まれない月がわかりましたら、速やかに電子申込システムで「土曜開設事業変更届」を提出し、利用の停止を届け出てください。事前に「土曜開設事業変更届」を提出し、かつ土曜開設事業の利用が無い月は、土曜開設事業の利用料が発生しません。

土曜開設事業の利用料について

- ☑ 土曜開設事業の利用料は、平日利用料とは別に、月額1,800円が必要です。同一世帯で2人目からのご利用は、月額900円となります。
- ☑ 土曜開設事業利用は1か月単位の利用となります。月の土曜利用日数に関わらず、土曜利用料は毎月必要です。(利用がなかった場合の還付等はありません。)
- ☑ 土曜開設事業利用料も、お手続き頂いた振替口座から引き落とされます。
- ☑ 会費が減免された場合、土曜開設事業利用料も自動的に減免されます。

土曜開設事業の利用制限について

次のいずれかに該当するときは、土曜開設事業を利用できません。

☑ 放課後こどもクラブの平日利用を退会するとき

☑ 転校するとき

(市内の転校先で利用を希望される場合は、改めて利用手続きが必要です)

※土曜日は17時になりましたら各自解散となります。(延長はありません。)

保険について



放課後こどもクラブの開設時間中にお子様ケガをされ、通院もしくは入院された場合は、市が加入する傷害保険制度が適用されます。

基本的には、子ども医療費助成制度により受診いただき、「一部自己負担金」をカバーする保険金が保険会社より支払われます。

※補償内容は、年度によって異なる可能性があります。

【参考：令和7年度(2025年度)の補償内容】

通院 1日あたり：1,000円

入院 1日あたり：2,000円

死亡・後遺障害：300万円

退会について

退会されるときは、事前にその旨を指導員に連絡のうえ、退会日までに電子申込システムで「退会届」を提出してください。

また退会を希望される方以外でも、次のいずれかに該当するときは、退会していただくこととなります。

- ☑ 市外へ転出し、かつ市外の小学校へ転校される時
- ☑ 市内転居で転校するとき
(転校先で入会を希望される場合は、退会手続と同時に、転校先のクラブに改めて入会の手続きが必要です。)
- ☑ 保護者の退職等により入会条件を満たさなくなった時

入会中に登録情報の変更があった場合

- ☑ 入会中に住所・電話番号・勤務先・緊急時の連絡先等、入会申込時に入力した事項に変更があった場合は、速やかに電子申込システムで「変更届」をご提出ください。
- ☑ 保護者の勤務先に変更があった場合には、あらためて就労証明書もご提出ください。

延長でのおやつについて

- ☑ 延長事業の利用児童には、おやつを設定しています。
- ☑ 保護者さまがお迎えに来られた際に、翌週分のおやつをお預かりします。※お子さまにはお預けにならないでください。
- ☑ 1日あたり概ね100円程度を上限にご用意いただき、袋に小分けし、袋の表面に日付か曜日、児童名をご記入ください。
- ☑ 当日お召し上がりにならなかった場合は、そのままお持ち帰り頂きます。



入会申込について①

- ☑ きょうだいで入会を申し込みされる場合、それぞれのお子さまについて申込が必要です。

※例年、きょうだいのうち一人申込をすれば全員分申込できていると誤認される方が複数おられますのでご注意ください。

- ☑ 「連絡先」欄については、お子さまのケガや体調不良等により、至急の連絡をしなければならない場合がありますので、必ず連絡がつく電話番号を入力してください。
- ☑ 現在療養中の病気、既往症、アレルギー症状等で、放課後こどもクラブの活動中、特に注意しなければならないことがあれば、必ず入力しておいてください。また、詳しい内容につきましては、直接指導員にお話してください。
- ☑ エピペンを持参される場合は、入会までに書類の提出が必要となりますので、該当される方に個別にご案内します。

入会申込について②

☑ 「減免申請書類」

要件に当てはまる場合で、申請書の送付を希望される方は、入会申込画面にて、「減免申請書の送付希望の有無」で「はい」をお選びください。

減免が承認された場合、減免結果が反映された金額の入会承認通知書をお送りいたします。本来の利用料が記載されている場合は、減免申請のお手続きが漏れている可能性がありますので、必ずご確認ください。

就労証明書等について①

- ☑ 豊中市ホームページからダウンロードすることができます。必要数の証明をお取りいただき、電子申込システムでの入会申込時に画像の添付をお願いします。
- ☑ 保護者が精神あるいは身体に障害がある、もしくは疾病などによる入院・通院、または親族の介護・看護により家庭で保育が困難なために入会を希望される場合は、豊中市ホームページから利用事由証明書をダウンロードし、医師等の証明を受けてください。いずれも画像を添付いただくこととなりますので、電子申込システムでの入会申込時に添付をお願いします。
- ☑ 保護者が学生の場合は、利用事由証明書に就学証明を受けてください。なお、きょうだいで18歳以上の学生がいる場合、学生証の添付は不要です。

就労証明書等について②

- ☑ 自営業の場合は、最新年度の確定申告の控え、税務署への開業届の写し（開業した年度に限る）、事業内容がわかるもの（契約、支出明細等）のうちいずれか一つが必要となりますので、電子申込システムでの入会申込時に画像の添付をお願いします。
- ☑ きょうだいで入会を申し込みされる場合、一番下の「保護者記載欄」に、お子さまのお名前を並べてご記入をお願いいたします。
- ☑ 就労証明書は、豊中市の就学前教育・保育施設の入所・入園申込の際に取得されたものをご利用いただくことも可能です。
ただし、その場合は必ず学校名と児童名を余白にご記入ください。

入会承認について

- ☑ 電子申込システムでの入会申込後、申込された内容が入会条件を満たしているか、審査のうえ入会の承認または不承認を決定します。
- ☑ 「入会承認」されると、入会承認通知書がご自宅あてに送られます。4月入会の場合、通知の発送は2月中を予定していますので、それまでお待ちください。また、その際保護者連絡アプリの登録用紙も同封しますので、速やかにご登録をお願いします。
- ☑ なお、申込内容で不備や入力漏れ、疑問点などがあり、お尋ねした際に早急に対応していただきませんと、入会承認されない場合や承認が遅れることがあります。

入会後のお願い①

- ☑ 1学期の給食開始まで、昼食を忘れずにご持参ください。  
- ☑ 毎日17時になりますと、児童のみで地域別にグループになって一斉退室します。入会されるまでに、事前に学校までの道順をお子さまと一緒に歩いていただいて、登下校経路等安全面での確認をされるとともに、お子さまに対し、十分ご指導をお願いいたします。
- ☑ 17時までの利用が原則ですが、やむを得ず途中退室される場合は、毎時0分  と、毎時30分  の30分刻みでのみ、対応可能です。加えて、児童の確実な入退室管理のため、一度退室された後、再登室はできません。必ず保護者連絡アプリ等で事前に出欠予定及び退室時間をお知らせ願います。また、お子さまにもご自身でも時間を意識できるよう、情報共有をお願いいたします。

入会後のお願い②

 保護者さまとの連絡は、連絡アプリを原則としますが、クラブ開設時間（通常日は13時、土曜と春・夏・冬休み等は8時）以降の、当日についてのご連絡は、お電話でお願いいたします。

（※開設時間に、パソコン画面をリアルタイムで確認できないため、ご協力をお願いいたします。）

 放課後こどもクラブにおきまして、指導員は立場上、服薬指導等はありません。お子さまの病気等による薬の服用等につきましては、お子さま自身で服用等をしていただくこととなっていますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

入会後のお願い③

 学校での学級休業や学年休業（いわゆる学級閉鎖や学年閉鎖）は、感染症の予防上必要がある場合に実施されます。そのため、休業となったクラスや学年の児童は、クラブの利用ができません。

 お子さまがクラブご利用中に発熱された場合は、保護者さまにご連絡差し上げますので、お迎えにお越しいただき、必要に応じて病院への受診をお願いいたします。

 開設中のクラブ室は、スタッフ以外の大人は**(保護者の方も)立入禁止**です。お迎えにお越しの場合も**扉の前でお待ちください。**

支援学級・特別支援学校に在籍中または予定の方へ

- ☑ 新規入会の児童で、心身に障害等があり、支援学級・特別支援学校に在籍中、または在籍することを考えておられるお子さまにつきましては、状況を把握するため、入会前面談を行います。

面談につきましては、該当される方に個別にご案内いたします。

- ☑ 特別支援学校のスクールバスをご利用の場合、児童の安全のため、降車場所からクラブ室までの移動は、保護者さまでご対応をお願いいたします。ご対応が難しい場合は、豊中市通学支援サービスの利用について福祉部障害福祉課（06-6858-2224）までご相談ください。

また、支援学級・特別支援学校在籍のお子さまの退室時は、保護者さまのお迎えをお願いいたします。

放課後こどもクラブ見学日の設定について

入会申込をされた方を対象に、放課後こどもクラブの見学日を設定しています。参加は任意です。説明会ではありませんので、下記の時間帯でご都合の良いタイミングにお越しください。

【日時】（ご予約は不要です。）

- ① 令和8年(2026年)1月22日(木)18時～19時
- ② 令和8年(2026年)1月23日(金)18時～19時
- ③ 令和8年(2026年)1月24日(土)10時～11時



※急遽中止になる場合があります。中止の場合は2時間前までにホームページでお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/houkago/>

最後に…【重要事項のまとめ】



- ☑ 現時点で入会要件が整っていない場合は、整った時点でお申込みください。
- ☑ 会費のお支払いは、口座振替をご利用ください。
- ☑ 延長のお迎えは、必ず19時までをお願いします。
- ☑ 電子申込にてお申込みください。
- ☑ 4月入会希望の場合は、12月7日(日)までにお申し込みください。
- ☑ 入会申込の入力前に、就労証明書をご準備ください。